

八王子市子ども家庭部青少年若者課が所掌する会議の傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市子ども家庭部青少年若者課が所掌する条例又は要綱に基づき開催される会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の定員)

第2条 当該会議における長（以下「会長」という。会議に会長が置かれていない場合は青少年若者課長とする。以下同じ。）は、傍聴の定員を5人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

2 定員は、特段の事情がない限り、会議の1週間前までに、ホームページに掲載することによって公開する。

(傍聴券の交付)

第3条 会長は、会議を傍聴しようとする者に、受付において会議傍聴整理簿（第1号様式）に所要事項を記入させ、傍聴券（第2号様式）を交付するものとする。

2 会長は、傍聴しようとする者1人につき傍聴券1枚を定員の範囲内において先着順に交付するものとする。

(傍聴の期日)

第4条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）が傍聴することができる期日は、傍聴券に記載された日限りとする。

(傍聴券の提示)

第5条 会長は、必要があるときは、傍聴人に傍聴券の提示を求めることができる。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めない。

- 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- 五 拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守り、静粛を保つものとする。

- 一 傍聴席以外の議場へ立ち入らないこと。
- 二 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 六 議場で撮影又は録音等をしないこと。

(撮影及び録音等の特例)

第9条 前条第六号の規定は、会長が許可した場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第10条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場するものとする。

(その他)

第12条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力するものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。